

○運搬中の損料・損料の表記の注意点

【第 1 号 施工単価表】						
貨物自動車による運搬(1車1回)片道 片道運搬距離5.7km (路面切削機 ,) (I-2-②-11 ,)						1 台 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
貨物自動車運賃 片道運搬距離5.7km 片道	1	回				
計						
単位当たり						
【注意点】 条件で「運搬される建設機械の賃料・損料を計上する」となっておりますが、 土木、港湾、農林など基準書により、計算上0になる場合は、表示されません。						
[条件]						
[A] = 2 運搬区分 路面切削機(2.0m)			[C] = 5.700 km 片道運搬距離			
[D] = 1 計上区分 片道			[E] = 2 その他の諸料金 計上しない			
[F] = 2 運搬される建設機械の賃料・損料 損料を計上する			[X1] = 2 路面切削機規格区分 排対型:3次基準			